

#### 4) 緑の啓発に係る施策の方針

緑の啓発に係る施策の方針については、平成8年4月策定時との変更点はない。

施 策	方 針
緑化推進団体の育成	<ul style="list-style-type: none"><li>・公的な緑化推進団体の育成を図るとともに、公園愛護会、街路樹愛護会、かまぐらの森愛護会、緑化モデル推進団体等の民間の緑化推進団体の育成に努める。</li><li>・緑の学校の継続・拡大を図り、地域緑化指導者の育成に努める。</li><li>・緑のレンジャーを育て、森林パトロールを実施する。</li></ul>
緑の知識の普及	<ul style="list-style-type: none"><li>・緑の学校の充実を図るほか、生垣講習会、剪定講習会等の各種講習会を開催する。</li><li>・緑の相談所を整備し、樹木相談に幅広く対応する。</li><li>・小・中学校での環境教育を実施する。</li></ul>
緑化意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"><li>・記念樹の配布、かまぐらの緑50選の指定、緑化キャンペーン事業の充実等を行う。</li><li>・イベント事業としての環境フェアを開催する。</li><li>・緑の顕彰制度の制定を行う。</li><li>・緑のパンフレット等の配布を行う。</li></ul>
地球環境保全への参加	<ul style="list-style-type: none"><li>・鎌倉市民が地球環境の保全に直接参加できるよう、国際的な自然保護機関の活動を支援するためのしくみを整える。</li></ul>